

# ふくろうの杜特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 ふくろうの杜が(以下「事業所」という。)行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が適正な特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具を提供する。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は要介護者及び要支援の心身の状況、環境等を踏まえ可能な限りその居宅において、日常生活を営むことができるよう適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行い、特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練を資するとともに、利用者介護する者の負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 ふくろうの杜
- 2 所在地 岩見沢市西川町511番地4

(職員の職種、員数及び職務内容)(特定福祉用具販売と特定介護予防福祉用具販売を兼務)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 2 専門相談員 3名  
専門相談員は特定福祉用具販売事業及び特定介護予防福祉用具販売の実施にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 日祭日を除く月曜日から金曜日までとする。年末年始(12月30日から1月3日)までを除く。
- 2 営業時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時30分までとする。

(特定福祉用具販売事業及び特定介護予防福祉用具販売の内容)

第6条 特定福祉用具販売事業及び特定介護予防福祉用具販売の内容は次のとおりとする。

- 2 福祉用具の提供の当たっては、利用者の身体状況、利用者の希望、そのおかれている環境を踏まえ選定し、専門知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、料金等の情報を提供する。
- 3 福祉用具の提供に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整、使用方法の指導を行う。

(販売料金等)

第7条 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具を販売提供した場合は、介護保険法第44条第3項に規定す

る「現に特定福祉用具の購入に要した費用の額」の支払いを受けるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う特定福祉用具販売事業及び特定介護予防福祉用具販売に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点からの実費を徴収する。

(1) 事業所の実施地域を超える地点から、実片道走行距離に40円を掛けた金額

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(取扱い種目)

第8条 特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具販売に係る種目は次のとおりとする。

1. 腰掛便座
2. 特殊尿器
3. 入浴補助用具
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具の部分
6. スロープ
7. 歩行器
8. 歩行補助杖

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は岩見沢市、栗山町、美唄市、新篠津村、月形町、南幌町、三笠市、夕張市、長沼町、由仁町とする。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具販売に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の処置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な処置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行う。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者または代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業所は専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年3回

2 従業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はふくろうの杜と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

この規程は、令和1年6月30日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。